

千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策について庁内各部局間の情報共有と連携を図るとともに、千葉県新型インフルエンザ等対策本部会議を円滑に行うため、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策に関すること
- (2) 千葉県新型インフルエンザ等対策本部会議に関すること

(連絡会議)

第三条 連絡会議に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。ただし、健康福祉部長が連絡会議に出席できない場合には、健康福祉部長が、副会長の中から会長代行を指名する。
- 3 副会長は、健康福祉部保健医療担当部長、同次長（事務・技術）及び同健康危機対策監をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる課及び局の長をもって充て、会長又は会長代行は、委員の中から必要と認める者を指名し、必要に応じて連絡会議を招集する。ただし、委員が欠席の場合は、代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要に応じて連絡会議に委員以外の者の出席並びに意見を求めることができる。

(幹事会)

第四条 連絡会議の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1に掲げる課及び局の長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事長は、健康福祉部健康危機対策監をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて構成員の中から必要と認める者を指名し、会議を招集する
- 5 幹事長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席並びに意見を求めることができる。

(専門部会)

第五条 新型インフルエンザ等対策について、専門的立場から意見を聞くため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、別表2に掲げる者のうちから必要に応じて、会長が選任する。
- 3 部会長は、専門部会の委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、必要に応じて専門部会を招集する。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席並びに意見を求めることができる。

(事務局)

第六条 連絡会議、幹事会及び専門部会の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

健康福祉部	健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾病対策課、 児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、 障害福祉事業課、保険指導課、医療整備課、薬務課、衛生指導課
総務部	総務課、学事課
総合企画部	政策企画課
防災危機管理部	危機管理政策課
環境生活部	環境政策課
商工労働部	経済政策課
農林水産部	農林水産政策課
県土整備部	県土整備政策課
出納局	
企業局	管理部総務企画課、水道部計画課、工業用水部工業用水管理課
病院局	経営管理課
教育庁	企画管理部教育総務課、教育振興部保健体育課
警察本部	警務部警務課、警備部警備課

別表2

衛生研究所長、保健所長会会長、千葉県医師会代表者、千葉県薬剤師会代表者、千葉県 看護協会代表者、感染症に関する専門的知識を有する者、その他の学識経験者
--